

園芸施設共済制度の変遷

年次	制度変遷の概要	参 考
昭和 43	共済適用に関する調査研究	西日本に豪雪（制度化の要望高まる）
44	施設園芸保険調査（S44～S46 年）	主要 7 県に調査委託、関東甲信越に豪雪
47	制度化検討会	
48	園芸施設共済調査 畑作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置法公布（9 月法律第 79 号）	主要 7 県に調査委託
49	園芸施設共済の試験実施開始 (1) 実施県 30 県 (2) 実施組合等数 176 組合等	
50	施設内農作物に関する調査（S50～H 9 年） 特定園芸施設に関する価額調査開始（平成 20 年度まで）	主要 12 県に調査委託 (社)日本施設園芸協会に調査委託
52	本格制度検討会開始	
53	農業災害補償法及び農業共済基金法の一部改正（5 月法律第 57 号）	
54	園芸施設共済の本格実施開始 (1) 実施県 45 県 (2) 実施組合等数 955 組合等	
56	農業災害補償法施行規則の一部改正（2 月省令第 4 号） 少額損害不填補額の引上げ（1 万円→3 万円） 再保険金支払開始割合の引下げ（50%→30%） （3 月告示第 306 号）	
60	農業災害補償法の一部改正（6 月法律第 50 号） (1) 病虫害事故除外方式の導入 (2) 危険段階別の共済掛金率の設定方式の導入	
61	共済責任期間の短縮（6 か月→4 か月）	
平成 5	農業災害補償法の一部改正（5 月法律第 35 号）等 (1) 雨よけ施設等の追加 (2) 組合等の手持共済責任の拡大（1 割→2 割） (3) 共済掛金国庫負担対象共済金額の限度額の引上げ （2 千万円→4 千万円） (4) 園芸施設異常事故基準の緩和 (5) 施設内農作物価額算定率を作物区分ごとに設定	

年次	制度変遷の概要	参 考
平成 11	農業災害補償法及び農林漁業信用基金法の一部改正（6月法律第69号）等 (1) 責任分担方式の見直し（年間超過損害歩合再保険方式の導入） (2) プラスチックハウスⅣ類（鉄骨中）における硬質フィルム被覆施設の施設区分の分離（プラスチックハウスⅣ類甲（鉄骨中・軟）及び同乙（鉄骨中・硬）） (3) 農業共済事業の2段階制の導入	
14	農業災害補償法施行規則の一部改正（3月省令第21号） 施設区分の見直し (1) プラスチックハウスⅣ類乙 軟質フィルム被覆施設であっても、一定の基準を満たす施設は、この施設区分を適用 (2) プラスチックハウスⅤ類 硬質フィルム被覆施設であっても、一定の基準を満たす施設は、この施設区分を適用	
15	農業災害補償法施行規則の一部改正（10月省令第111号）等 (1) 特定園芸施設撤去費用の補償方式の導入 補償対象とする施設区分はガラス室及び鉄骨ハウス (2) 多目的ネットハウスの追加 (3) 共済掛金国庫負担対象共済金額の限度額の引上げ（4千万円→8千万円） (4) 共済責任期間の短縮（4か月→2か月） （共済規程等で定めた場合）	
27	農業災害補償法施行規則の一部改正（1月省令第1号）等 (1) 耐用年数及び時価現有率の見直し (2) 特定園芸施設及び附帯施設に係る園芸施設復旧費用の補償の導入 (3) 特定園芸施設撤去費用の対象施設区分の拡充（パイプハウス等）	

年次	制度変遷の概要	参 考
平成 29	農業災害補償法の一部改正（6月法律第74号）等 【平成31年1月引受けから適用】 (1) 共済責任期間は未被覆期間を含め原則1年 (2) 小損害不填補の拡充 ・3万円又は共済価額の10%→3万円又は共済価額の5% ・3万円に加え、10万円、20万円の選択肢を追加 (3) 共済掛金国庫負担対象共済金額の限度額の引上げ (8千万円→1億6千万円) (4) 危険段階別の掛金率を全ての組合等で導入	
31	農業保険法施行規則の一部改正（3月省令第12号）等 (1) 組合員資格者から除く者の基準の下限面積（2a）の撤廃【平成31年4月引受けから適用】 (2) 補償対象外とできる事由に耐用年数を大幅に超過した施設を追加【令和元年6月引受けから適用】 (3) 小損害不填補の拡充【令和元年9月引受けから適用】 ・3万円、10万円、20万円に加え、50万円、100万円の選択肢を追加 ・小損害不填補の選択単位を、農家単位から棟単位に変更	
令和元	農業保険法施行規則の一部改正（5月省令第7号）等 【令和元年6月引受けから適用】 (1) プラスチックハウスⅡ類のうち、主要骨格が31.8mm以上の施設の掛金割引を導入 (2) 組合等と協定を締結した集団が一斉加入受付を行い、確実な集団加入が見込める場合の掛金割引を導入	
令和2	農業保険法施行規則の一部改正（4月省令第33号）等 【令和2年9月引受けから適用】 (1) 復旧費用特約の補償水準を、耐用年数経過後も再建築価額の100%まで引き上げ（75%→100%） (2) 共済価額の8割が上限である付保割合を、9割又は10割まで引き上げられる特約（付保割合追加特約）を導入 (3) 小損害不填補の額を1万円に引き下げられる特約（小損害不填補1万円特約）を導入	

年次	制度変遷の概要	参 考
令和 3	(4) 復旧費用特約の支払対象に、農業者自身が復旧作業を行った場合などを追加 (5) 被覆材の自然消耗割合は、耐用年数経過後は適用しないこととする見直し (6) 農業者ごとの選択であった次の項目を、棟ごとに選択できることとする見直し ・ 付保割合 ・ 撤去費用特約 ・ 復旧費用特約 農業保険法施行規則の一部改正（3月省令第12号）等 【令和3年4月引受けから適用】 プラスチックハウスⅡ類のうち、恒常的な補強により骨格の主要部分が31.8mm以上の径のパイプにより造られている施設と同等の強度を有している施設の掛金割引を導入	
令和 5	農業保険法施行規則の一部改正（3月省令第20号）等 【令和5年4月引受けから適用】 (1) 共済掛金の分納について12回支払の追加及び担保 ・ 保証人に代えて共済金と共済掛金を相殺する方法の追加 (2) 共済責任期間を1年未満とできる特例の事由に特定園芸施設の増改築等に伴う異動を追加 損害認定準則の改正（11月告示第1521号）等 【令和5年11月から適用】 損害評価方法に、園芸施設が原形を失った等の場合における画像確認を導入	
令和 7	農業共済組合模範定款例の基準等の一部改正（7経営第395号）等 【令和7年5月9日から適用】 撤去又は復旧した旨の通知期限について、共済事故発生日から3年超とできる場合を追加 園芸施設共済事務取扱要領の一部改正について（7経営第882号） 【令和7年7月から適用】 共済関係の異動が生じた場合における引受通知書の国への変更通知について、毎月から毎四半期に変更	